

地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件（案）

第一 建築基準法施行令第百二十九条の十第三項第二号に規定する地震その他の衝撃により生じた加速度（以下単に「加速度」という。）は、建築物の基礎の底部に対して鉛直方向及び水平方向に作用する〇・一メートル毎秒毎秒以上三・〇メートル毎秒毎秒以下の加速度に相当するものとする。

第二 加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置（以下「地震時等管制運転装置」という。）の構造方法は、次のとおりとする。

一 地震時等管制運転装置は、加速度を検知することができるよう昇降路内に適切な方法で設置すること。ただし、建築物に生ずる震動により加速度を検知する上で支障が生じる場合にあっては、昇降路外に設置することができることとする。

二 地震時等管制運転装置は、次のイから八までに適合するものとする。

イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあっては、加速度を検知した後、速やかにかごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。

ロ かごが昇降している場合にあっては、加速度を検知した後、十秒（構造上やむを得ない場合にあっては三十秒）以内に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを安全に停止させる前に、建築物の基礎の底部に対して〇・八メートル毎秒毎秒以上の加速度に相当するものが作用した場合その他建築物の構造上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの機能に支障が起こるおそれがある場合にあっては、当該支障が起こるおそれなくなった後、おおむね百秒以内に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。

ハ 加速度を検知した後、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。

三 地震時等管制運転装置は、停電の場合においても作動するよう、予備電源を有すること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。